

## (7) FAC 6020 金武ブルー・ビーチ訓練場 (Kin Blue Beach Training Area)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭郡金武町 (字金武)

(イ) 面積：381千m<sup>2</sup>単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	53	1	1	326	381

(ウ) 地主数：304名

(エ) 年間賃借料：4千2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：－

○工作物：着陸帯、保安柵、排水設備など

(カ) 基地従業員：－

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部

○使用部隊名：海兵隊ほか

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より)

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

b 本施設・区域内においては実弾射撃は行わない。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃及び訓練実施中の火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

c 使用時間

(a) 第1水域は常時使用、第2水域は、必要とされる日に使用される。

(b) 第3水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

d 用途

(a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第2及び第3水域は、水陸両用訓練のため使用される。

e 通告の方法

(a) 現地合衆国当局は、第2水域の使用に関し、沖縄防衛局との間で通告の方法を調整する。

## 第8章 基地の概要

(b) 現地合衆国当局は、第3水域を使用する場合は、7日前までに沖縄防衛局に通告する。

### f 制限の内容

(a) 本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(b) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のために常時制限される。

(c) 第2及び第3水域において、合衆国政府は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り航行及び漁業を制限しない。定置網漁業は常時禁止される。

### (ウ) 施設の現状及び任務

金武町並里区の東側、金武岬に位置する海兵隊の訓練場であり、800ヤード(730メートル)長の海岸では、上陸用舟艇及びホーバークラフト等を使用した上陸訓練が実施されている。また、水上輸送訓練、上陸訓練、指揮所訓練、通信訓練、米軍ヘリによる離着陸訓練等が行われている。

なお、以前は訓練のない時は、米軍やその家族、地元住民の海水浴場として利用されていたが、現在は立入ができなくなっている。金武町では遊泳できる海岸が限られており、町は海浜の利用について要望している。

### (エ) 共同使用の状況

#### a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○金武町	かんがい施設用地	3千㎡	平8.2.7
	污水管施設及び排水管施設	0千㎡	平28.2.1
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 2名	3件	3千㎡	

#### b 地位協定第2条第4項(b)：なし

### (オ) 沿革

昭和34年3月15日	米軍の娯楽施設として使用開始。
昭和38年7月1日	「金武ブルー・ビーチ訓練場」として使用開始。
昭和47年5月15日	「金武ブルー・ビーチ訓練場」として提供開始。
昭和56年3月31日	キャンプ・ハンセンとの戦車連絡道が完成。
昭和57年2月5日	交通施設(戦車横断橋)として、土地約500㎡と工作物(橋梁)を追加提供。
昭和58年5月8日	米軍が、赤土流出防止のため、土砂どめ柵を設置。
昭和63年7月14日	道路として、工作物(舗床等)を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、ギンバル訓練場にあるヘリコプター着陸帯が、金武ブルー・ビーチ訓練場に移設されること等を合意。
平成13年3月31日	町道用地約1,300㎡を返還。
平成13年10月24日	農地改良事業用地約6,400㎡を返還。
平成13年10月25日	道路用地として、土地約3,400㎡を追加提供。
平成20年1月24日	ギンバル訓練場の返還に伴うヘリコプター着陸帯の本施設への移設について日米合同委員会で合意。
平成21年11月13日	ヘリコプター着陸帯関連施設として、工作物(下水等)を追加提供。

## ウ 周辺状況等

### (ア) 地域との関わり

金武ブルー・ビーチ訓練場の所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセンと金武レッド・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める米軍基地の割合は、55.7パーセントに上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

ギンバル訓練場は、SACO最終報告で、ギンバル訓練場にあるヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ移転することを条件に返還が合意されていたが、金武町の同意が得られなかったため、同訓練場の返還は滞っていた。

平成19年6月8日、金武町は、防衛省から金武ブルー・ビーチ訓練場内にある数箇所のヘリコプター着陸帯を住民地域から離れた1箇所に集約し、撤去可能なランディングマットの敷設及び粉塵被害を軽減する等の所要の措置を講ずるとの回答等を得たことから、同年6月12日、返還条件を受け入れ、ギンバル訓練場の跡地利利用計画推進を図っていくことを表明し、平成23年7月31日に返還された。

なお、移設された着陸帯以外でヘリ訓練が行われているとして、平成23年3月に金武町は、平成19年6月の約束事項を遵守するよう抗議要請を行っている。

### (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

金武ブルー・ビーチ訓練場は、在沖米軍の主要な上陸訓練場となっており、提供施設外の民間地域を誤って使用するケースが度々発生している。また、上陸訓練により提供施設内の森林を荒廃させ、赤土流出による金武湾の汚染の一因となっている。

〈金武ブルー・ビーチ訓練場及びその周辺における復帰後の主な事件・事故等〉

- |            |   |
|------------|---|
| 昭和48年4月12日 | 訓練場内で、演習中の米軍戦車により、薬きょう拾いの老女がひかれ死亡。  |
| 昭和51年5月    | ブルー・ビーチ沖合いでの海上演習により魚網が破損。   |
| 昭和52年4月21日 | キャンプ・ハンセンからブルー・ビーチにM48型戦車を搬送中、ブレーキの故障でブルー・ビーチ進入路から崖下へ転落。個人所有の雑木及びキビ畑に総額82,000円程度の被害が発生。 |
| 昭和57年7月19日 | 海兵隊第9工兵支援大隊の燃料補給部隊が、ギンバル訓練場と金武ブルー・ビーチ訓練場との間の提供施設外海岸1.2kmに溝を掘り、給油ホース敷設訓練を実施。             |
| 昭和58年3月    | ブルー・ビーチから流出する赤土による海の汚染がひどく、水産業に被害を与えると金武漁協が指摘。  |
| 昭和58年5月20日 | 海兵旅団役務支援群第9通信隊の隊員7名が、提供施設から約20m離れた岬原の牧草地を刈り取り、野営、無線通信設置訓練を実施。周辺の芋畑も、車両乗入れにより被害。         |
| 昭和60年2月6日  | 米海軍の上陸用舟艇が、レッド・ビーチから南東約1.5kmの沖合で、金武漁業共同組合所有の定置網に接触し、30mのロープ2本を切断、ロープ固定用の砂袋を破損。          |
| 平成元年7月18日  | 米兵による、砂の不法採取が発生。  |
| 平成6年3月26日  | 嘉手納基地飛行クラブ所属のセスナ機1機が、エンジントラブルのため、同施設内の駐車場に緊急着陸。   |
| 平成8年6月6日   | 同施設の入口付近で、米兵数人が民間人に対し銃口を向ける事件が発生。   |
| 平成12年1月18日 | 同施設への進入路で、海兵隊所属の軍車両が、収穫前のさとうきびを踏みつぶし、舗装工事中の縁石を破損する等の被害が発生。                              |

## エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。